

年管発0515第1号  
令和8年5月15日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
(公 印 省 略)

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」の一部  
改正について

標記については、「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」  
(平成元年3月8日付け庁保発第6号)により取り扱っているところである。

障害状態確認届については、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため  
の措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者  
が診断書を提出すべき日を延長する件」(令和2年厚生労働省告示第197号)により  
新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として、提出期限の延長等の措置を行った  
影響により、令和8年度においては、その審査件数の増加が見込まれるところである。

また、日本年金機構に対しては、「障害年金における認定調書の取扱いに係る対応  
について」(令和8年4月30日付け年管発0430第3号)において、客観性・公平性  
をより高める取組みとして、審査体制を確保し、不利益処分等となる事案は全て複数  
認定医の対象とするとともに、複数の認定医で判断が相違するものなど判断困難事案  
は、全て障害認定審査委員会で判定するよう指示したところである。

これらを踏まえ、複数の医師による審査を行った事案において、日本年金機構にお  
ける審査結果の確定に相当期間を要した場合の取扱いについて、別紙のとおり改正す  
ることとしたので通知する。

なお、地方厚生(支)局及び市区町村には別途周知することとしていることを申し  
添える。

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて（平成元年3月8日庁保発第6号）」の一部改正について（新旧対照表）  
 （\_\_\_\_\_は改正箇所）

改正後	改正前
<p>2 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の減額改定又は支給停止</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定（加算額又は加給額（以下「加算額等」という。）の減額改定を除く。以下この2において同じ。）又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分（複数の医師による審査を行ったもの（提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合に、<u>正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。</u>）であって、当該3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に減額改定又は支給停止の処分を行ったものについては、<u>当該処分を行った日が属する月の前月分（当該処分を行った日が偶数月の場合は前々月分）</u>）から行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る年金額の減額改定又は支給停止は、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月の翌月分（当該翌月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過した日の属する月分）から行うこととしたこと。</p>	<p>2 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の減額改定又は支給停止</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定（加算額又は加給額（以下「加算額等」という。）の減額改定を除く。以下この2において同じ。）又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分から行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る年金額の減額改定又は支給停止は、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月の翌月分（当該翌月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過した日の属する月分）から行うこととしたこと。</p>

改正後	改正前
<p>3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月 <u>(複数の医師による審査を行ったものについては、2の取扱いに準じた月)</u> の初日に行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月（当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月）の初日に行うこととしたこと。</p>	<p>3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月の初日に行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月（当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月）の初日に行うこととしたこと。</p>

(参考:改正後全文)

庁 保 発 第 6 号  
平成元年3月8日  
最終改正:令和8年5月15日

都道府県知事 殿

社会保険庁運営部長

### 障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて

障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の受給権者又は受給者に係る障害状態確認届（障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書をいう。以下同じ。）の取扱いについては、下記により行うこととしたので通知する。

#### 記

##### 1 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の増額改定

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の増額改定は、提出期限（障害状態確認届による障害の程度の審査が必要であるとして厚生労働大臣が指定した年の誕生日の属する月の末日をいう。以下同じ。）の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出した者に係る年金額の増額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日（当該現症日が提出期限以前である場合にあっては、提出期限）の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

##### 2 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の減額改定又は支給停止

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定（加算額又は加給額（以下「加算額等」という。）の減額改定を除く。以下この2において同じ。）又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分（複数の医師による審査を行ったもの（提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合

に、正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。)であって、当該3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に減額改定又は支給停止の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前月分(当該処分を行った日が偶数月の場合は前々月分)から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る年金額の減額改定又は支給停止は、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月の翌月分(当該翌月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過した日の属する月分)から行うこととしたこと。

### 3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権

障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月(複数の医師による審査を行ったものについては、2の取扱いに準じた月)の初日に行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月(当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月)の初日に行うこととしたこと。

### 4 障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の加算額等の減額改定

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の年金給付に係る加算額等の減額改定は、提出期限の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る加算額等の減額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日(当該現症日が提出期限以前である場合にあっては、提出期限)の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

年管発0515第2号  
令和8年5月15日

地方厚生（支）局長 殿  
市区町村長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
(公 印 省 略)

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」の一部  
改正について

標記について、別添のとおり、日本年金機構理事長あて通知しましたので、ご了知  
願います。

(別添)

年管発0515第1号  
令和8年5月15日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
(公 印 省 略)

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」の一部  
改正について

標記については、「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」  
(平成元年3月8日付け庁保発第6号)により取り扱っているところである。

障害状態確認届については、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため  
の措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者  
が診断書を提出すべき日を延長する件」(令和2年厚生労働省告示第197号)により  
新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として、提出期限の延長等の措置を行った  
影響により、令和8年度においては、その審査件数の増加が見込まれるところである。

また、日本年金機構に対しては、「障害年金における認定調書の取扱いに係る対応  
について」(令和8年4月30日付け年管発0430第3号)において、客観性・公平性  
をより高める取組みとして、審査体制を確保し、不利益処分等となる事案は全て複数  
認定医の対象とするとともに、複数の認定医で判断が相違するものなど判断困難事案  
は、全て障害認定審査委員会で判定するよう指示したところである。

これらを踏まえ、複数の医師による審査を行った事案において、日本年金機構にお  
ける審査結果の確定に相当期間を要した場合の取扱いについて、別紙のとおり改正す  
ることとしたので通知する。

なお、地方厚生(支)局及び市区町村には別途周知することとしていることを申し  
添える。

「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて（平成元年3月8日庁保発第6号）」の一部改正について（新旧対照表）  
 （\_\_\_\_\_は改正箇所）

改正後	改正前
<p>2 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の減額改定又は支給停止</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定（加算額又は加給額（以下「加算額等」という。）の減額改定を除く。以下この2において同じ。）又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分<u>（複数の医師による審査を行ったもの（提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合に、正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。）</u>であって、当該3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に減額改定又は支給停止の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前月分（当該処分を行った日が偶数月の場合は前々月分））から行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る年金額の減額改定又は支給停止は、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月の翌月分（当該翌月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過した日の属する月分）から行うこととしたこと。</p>	<p>2 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の減額改定又は支給停止</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定（加算額又は加給額（以下「加算額等」という。）の減額改定を除く。以下この2において同じ。）又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分から行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る年金額の減額改定又は支給停止は、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月の翌月分（当該翌月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過した日の属する月分）から行うこととしたこと。</p>

改正後	改正前
<p>3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月 <u>(複数の医師による審査を行ったものについては、2の取扱いに準じた月)</u> の初日に行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月（当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月）の初日に行うこととしたこと。</p>	<p>3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権</p> <p>障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月の初日に行うこととしたこと。</p> <p>ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月（当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月）の初日に行うこととしたこと。</p>

(参考:改正後全文)

庁 保 発 第 6 号  
平成元年3月8日  
最終改正:令和8年5月15日

都道府県知事 殿

社会保険庁運営部長

### 障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて

障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の受給権者又は受給者に係る障害状態確認届（障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書をいう。以下同じ。）の取扱いについては、下記により行うこととしたので通知する。

#### 記

##### 1 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の増額改定

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の増額改定は、提出期限（障害状態確認届による障害の程度の審査が必要であるとして厚生労働大臣が指定した年の誕生日の属する月の末日をいう。以下同じ。）の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出した者に係る年金額の増額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日（当該現症日が提出期限以前である場合にあっては、提出期限）の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

##### 2 障害基礎年金、障害厚生年金等の年金額の減額改定又は支給停止

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、障害厚生年金等の年金給付の年金額の減額改定（加算額又は加給額（以下「加算額等」という。）の減額改定を除く。以下この2において同じ。）又は支給停止は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分（複数の医師による審査を行ったもの（提出期限までに提出されなかったもの及び障害状態確認届の内容について照会が生じた場合

に、正当な理由がなくこれに回答がないものを除く。)であって、当該3ヵ月を経過した日の属する月分に係る定期支払期月の翌月以降に減額改定又は支給停止の処分を行ったものについては、当該処分を行った日が属する月の前月分(当該処分を行った日が偶数月の場合は前々月分)から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る年金額の減額改定又は支給停止は、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月の翌月分(当該翌月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過した日の属する月分)から行うこととしたこと。

### 3 遺族基礎年金、遺族厚生年金等の失権

障害状態確認届等の審査結果を受けた遺族基礎年金、遺族厚生年金等の年金給付の失権は、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月(複数の医師による審査を行ったものについては、2の取扱いに準じた月)の初日に行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者については、当該障害状態確認届に記載された現症日の属する月(当該現症日の属する月が提出期限の翌日から起算して3ヵ月を経過する日の属する月以前である場合にあっては、当該3ヵ月を経過する日の属する月)の初日に行うこととしたこと。

### 4 障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の加算額等の減額改定

障害状態確認届等の審査結果を受けた障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢厚生年金等の年金給付に係る加算額等の減額改定は、提出期限の属する月の翌月分から行うこととしたこと。

ただし、提出期限の翌日以降に障害状態確認届を市区町村又は機構へ提出した者に係る加算額等の減額改定は、当該障害状態確認届に記載された現症日(当該現症日が提出期限以前である場合にあっては、提出期限)の属する月の翌月分から行うこととしたこと。